

ISSUE BRIEF

諸外国の給付付き税額控除の概要

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 678 (2010. 4. 22.)

はじめに	3	ドイツ
I 給付付き税額控除の概要と 導入状況	4	フランス
1 概要	5	オランダ
2 導入の背景	6	スウェーデン
3 制度の種類	7	カナダ
II 諸外国の給付付き税額控除	8	ニュージーランド
1 アメリカ	9	韓国
2 イギリス		おわりに

近年、諸外国では、就労の促進や所得再分配の強化等を目的として、いわゆる給付付き税額控除（税制を通じた給付措置等）の導入が進んでいる。

その類型は、主たる政策目的に応じて①勤労税額控除、②児童税額控除、③消費税逆進性対策税額控除の3つに大別されるが、具体的な制度設計は国によって異なる部分も大きい。一例を挙げれば、相殺の範囲や相殺と給付の関係、勤労税額控除とする場合の勤労へのインセンティブの付与の形態、所得捕捉や不正受給防止のための方策等である。

アメリカで勤労所得税額控除が導入されてから30年以上が経過し、諸外国の経験も蓄積されてきている。他国の経験を参考に、日本における議論が深まることが期待される。

財政金融課

かまくら はるこ
(鎌倉 治子)

調査と情報

第678号

はじめに

民主党は、『平成 22 年度税制改正大綱』（平成 21 年 12 月 22 日公表）において、個人所得課税の所得再分配機能や財源調達機能が低下していると指摘した上で、その改革の方向性の一つとして「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換」を進めるとした¹。

いわゆる給付付き税額控除(税制を通じた給付措置等)とは、就労の促進、所得再分配の強化等を目的として、近年、諸外国で導入が進んでいる制度である。

本稿の目的は、諸外国における給付付き税額控除の事例を紹介し、日本における税制改革の議論に資することである。まず、第 I 章で給付付き税額控除の概要と類型を紹介し、第 II 章で諸外国の給付付き税額控除の導入例を挙げる。最後に、制度設計上の論点を簡潔に述べる。

I 給付付き税額控除の概要と導入状況

1 概要

給付付き税額控除とは、文字通り、社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みである。具体的には、所得税の納税者に対しては税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては現金給付を行うというものである²。その考え方の源泉は、フリードマンの負の所得税に求められる。

旧来の税額控除の場合、納税額が少ない者や課税最低限以下の者に対しては恩恵を十分に及ぼすことができないが、給付を組み合わせることで、その限界を克服する仕組みとなっている。

2 導入の背景

給付付き税額控除の導入の背景については、社会保障政策や租税政策の観点から説明することができる。前者が強調されることが多いが、後者も重要な視点である。

まず、社会保障政策の面からは、児童の貧困の解消や低所得者の勤労の促進という要請があった。すなわち、手厚い社会保障制度が、人々の勤労意欲を損ね、結果として「貧困の罌」を生じさせていたという反省があり、この「貧困の罌」の解消を目指して、税と社会保障を一体化した仕組みとしての給付付き税額控除を導入する流れが、本格化したのであった。

租税政策の面からは、課税ベースの拡大と所得再分配の強化の両立という要請があった。すなわち、1980 年代以降の世界的な税制改革の潮流は課税ベースの拡大と税率構造のフラット化であり、間接税の存在感の高まりとも相まって、税制全体の累進度が低下した。その文脈では、所得控除から税額控除への転換は、課税ベースの拡大と所得再分配の強化の

¹ 民主党『平成 22 年度税制改正大綱—納税者主権の確立へ向けて』2009.12.22, pp.13-16.

² 実際の諸外国の制度の運用では、①所得税額と相殺し、残りを給付するパターン、②所得税額と相殺したうえ、社会保障料とも相殺するが、給付は行わないパターン、③全額を給付するパターン、などさまざまである。②は厳密には「給付付き」ではなく、③は厳密には「税額控除」ではないが、本稿では、旧来の税額控除を超えて、税務当局が給付措置又はそれと経済的に等価な措置に関与するという意味で、これらもあわせて「給付付き税額控除」と呼んでいる。

なお、税額控除の額や基準となる所得の額については、記載のない限り、年又は年度の額を表すものとする。

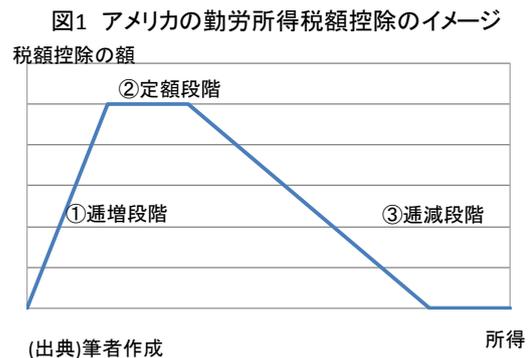
両者を可能とする一挙両得ともいえる方策であり、税額控除から給付付き税額控除への転換は、所得再分配をさらに強化するものであった。

3 制度の類型

諸外国の給付付き税額控除は、森信茂樹中央大学教授の分類によれば①勤労税額控除、②児童税額控除、③消費税逆進性対策税額控除、の3つに大別される³。

第1の類型である勤労税額控除とは、主として低所得者の勤労意欲の促進をねらいとするものである。

勤労税額控除の一般的な制度設計は、勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除(減税)を与え、所得が低く控除しきれない場合には給付する、というものであるが、勤労へのインセンティブの与え方によって、さらに2つに大別される。その1つであるアメリカの制度は、以下のようなものである(図1)。税額控除額は、所得の増加とともに増加(①逡増(phase-in)段階)した後、一定の所得で頭打ちになり(②定額(flat)段階)、それを超えると逡減し(③逡減(phase-out)段階)、最終的には消失する。もう1つのイギリスの制度は、①の逡増段階を設ける代わりに、勤労時間の要件を設けている。



いずれの場合も、従来の社会保障給付とは異なり、働けば働くほど手取り額が増える仕組みとなっている。

勤労税額控除を導入している国は多く(巻末表参照)、アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、スウェーデン、カナダ、ニュージーランド、韓国等、10か国以上にも及ぶ。

第2の類型である児童税額控除は、母子家庭の貧困対策や子育て家庭への経済支援を目的とするもので、一般に、子どもの数に応じて税額控除額が決定され、所得が一定額を超えると逡減される制度設計となっている。児童に関する伝統的な負担軽減措置としての扶養控除や児童手当とのすみ分けは、国によって異なる⁴。

第3の類型である消費税逆進性対策税額控除は、消費税がもつとされる逆進的な性質を緩和するための仕組みで、カナダやシンガポールで導入されている。

諸外国の経験では、消費税に軽減税率やゼロ税率を設けることは、逆進性の緩和効果が少ないうえに税務行政上の非効率性をもたらすといった理由から、望ましくない、と一般的に理解されているところであり、日本においても、この消費税逆進性対策税額控除が、軽減税率等の代替案として有力視されるようになってきている。

II 諸外国の給付付き税額控除

1 アメリカ

³ 森信茂樹「給付付き税額控除の具体的設計」『税経通信』922号, 2010.4, pp.33-41.

⁴ 勤労税額控除のなかに、児童の数に応じて控除が増加する仕組みを設けている国もある(例えば、アメリカなど)。

(1) 勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit)

(i) 導入の経緯

アメリカ⁵では、給付付き税額控除である勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit: EITC)が、フォード政権下の1975年に導入された。主に中低所得者について、重い社会保障料負担を軽減するためであった。その後、クリントン政権下で、福祉受給者の就労を促すため、福祉受給の制限と併せてEITCが大幅に拡充された。

(ii) 概要

EITCの特徴は2点ある。1つは、対象を中低所得者に絞るために、前述の通り、税額控除額に増・定額・減の部分が設けられていることである。もう1つは、適格な子の数に応じて税額控除額が大きく変わることである(表1)。夫婦子2人(夫婦共同申告)の場合、最大5,036ドルの税額控除を受けられる。

EITCの受給要件は、①勤労所得が一定額以下、②有効な社会保障番号を有する、③婚姻カップルの場合は夫婦共同申告、④外国所得を得ていない、等の全てを満たすことである。また、資産に関連する要件として、⑤投資所得は3,100ドル以下でなくてはならない。

ここで、適格な子とは、19歳未満の子又は24歳未満の学生であること等一定の要件を満たす者を指す。

EITCは、確定申告時に所得税額から控除され、税額を超過する分は給付される。なお、申告に際しては、本人の社会保障番号だけでなく、配偶者や適格な子についても社会保障番号を記入する必要がある。

(2) 児童税額控除(Child Tax Credit)

児童税額控除(Child Tax Credit: CTC)は、1998年に、子どもを有する家庭の負担を軽減するために導入された⁶。適格な子(17歳未満等の要件を満たす子)1人あたり、1,000ドル(2011年からは500ドルに減額)の税額控除が与えられる。

CTCには上下に所得制限があり、所得が3,000ドル以下⁷の者には適用されず、所得が一定額(夫婦共同申告の場合110,000ドル、夫婦個別申告の場合55,000ドル、その他の場合75,000ドル)を超えると、超過分につき5%の割合で減額される。

CTCは、確定申告時に所得税額から控除される。税額を超える給付(Additional Tax Credit

表1 アメリカのEITCの概要(2010年) (単位:ドル)

適格児童の数	所得の 増段階	定額段階 での 最大控除額	夫婦共同申告の場合の 所得の減段階 (その他の場合)
子3人以上(*)	0 - 12,590	5,666	21,450 - 48,362 (16,450 - 43,352)
子2人	0 - 12,590	5,036	21,450 - 45,373 (16,450 - 40,363)
子1人	0 - 8,970	3,050	21,450 - 40,545 (16,450 - 35,535)
子なし	0 - 5,980	457	12,480 - 18,470 (7,480 - 13,460)

(*)子3人以上については時限的に増額されており、2011年には子2人の場合と同額に戻る。

(出典)CCH, *2010 U.S. Master tax guide*, Chicago: CCH, 2009; 内国歳入庁のサイト<<http://www.irs.gov/index.html>>等から筆者作成

⁵ アメリカの制度については、主としてCCH, *2010 U.S. Master tax guide*, Chicago: CCH, 2009. 及び内国歳入庁のサイト<<http://www.irs.gov/index.html>>を参照した。

⁶ 児童に関する負担軽減措置としては、19歳未満の児童又は24歳未満の学生を扶養する者に認められる人的控除(3,650ドル)がある。人的控除における所得に応じた減額措置は、2010年にいったん廃止されたが、2011年にはサンセット条項により復活する。児童手当は存在しない。

⁷ 従来は主に中所得者を対象とする制度であったが、オバマ政権下で時限的に低所得者にも適用されることとなった。

と呼ばれる)は、制度の導入当初は子が3人以上の場合に限定されていたが、2001年の法改正により、一定額以上の所得を有する場合にも範囲が拡大された。現在では、①与えられた児童税額控除の控除額のうち税額と相殺し切れなかった額と②所得が3,000ドルを超過する分に15%を乗じた額との、いずれか小さい方が給付される。

(3) MWP 税額控除 (Making Work Pay Tax Credit)

オバマ政権下では、景気対策の一環で、2009-2010年の時限措置として、新たな給付付き税額控除(Making Work Pay Tax Credit、以下「MWPTC」)が導入された。

MWPTCの対象は勤労世帯の95%で、勤労所得の6.2%(最大400ドル、夫婦共同申告の場合は最大800ドル)の税額控除が源泉徴収時に与えられる。MWPTCは、税額控除額が所得税額を超える場合、社会保障税(勤労所得の6.2%)と相殺されるが、給付は行われない。

(4) 給付付き税額控除の執行と諸問題

EITC、CTC、MWPTCのいずれも、執行機関は内国歳入庁である。

EITCについては、支給額全体の2-3割にも及ぶという過誤・不正受給が大きな問題となっている⁸。その背景には、制度の複雑⁹さに起因する過誤申請や、不正申請(代行業者による組織的なものを含む)等がある。これらが申請件数の膨大さや申請から給付までの期間の短さと相まって、1件あたりの額は少額でも、全体として巨額の過誤・不正受給を生んでいる。不正受給対策としては、納税者番号(社会保障番号を納税者番号として活用)を利用した所得情報の捕捉、保健福祉省を通じた子どもの数の確認、ペナルティの導入(過誤申請の場合は2年、不正申請の場合は10年間、EITCの申請を認めない)などが行われている。

2 イギリス

(1) 導入の経緯

イギリス¹⁰では、第三の道を標ぼうするブレア政権のもとで、「welfare to work(福祉から就労へ)」が掲げられ、社会保障と税制の統合が進められた。1999年に、従来の家族控除(Family Credit)を拡充する形で給付付き税額控除である就労世帯税額控除が導入され、2003年に現行制度¹¹に移行した。現在は、低所得者の就労促進策(就労要件はあるが有子要件のない就労税額控除。Working Tax Credit: WTC)と、児童を有する中低所得世帯の支援(有子要件はあるが就労要件のない児童税額控除。Child Tax Credit: CTC)とで役割分担がなされている。

なお、資産要件は、低所得者の貯蓄を阻害するとして、同じく2003年に廃止された。

(2) 就労税額控除(Working Tax Credit)

WTCの特徴は、税額控除額に遡増部分がなく、その代わりに就労時間の要件が設定されていることである(表2)。

具体的には、扶養児童(16歳未満の子。フルタイムの教育又は訓練に従事している場合は20歳未満の子)を有するカップルや一人親がWTCを受けるためには、16歳以上であって最低で週16時間以上の就労をしていなければならない。フルタイム就労への移行を促すために、①カップルのうち1人が最低週30時間就労するか、又は、②1人の就労時間が最

⁸ 税制調査会『政府税制調査会海外調査報告(アメリカ・カナダ)』第5回スタディ・グループ(2009.8.6)提出資料, pp.12-15.<<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryousg5kai.html>>

⁹ アメリカの個人所得税制は、互いに重複する諸控除の存在によって複雑化しており、概算控除、人的非課税、児童税額控除、勤労所得税額控除等の再編・簡素化が税制改革上の大きなテーマとなっている。

¹⁰ イギリスの制度については、主にCCH, *British Master tax guide 2009-2010*, London: CCH, 2009. 及び歳入関税庁のサイト<<http://www.hmrc.gov.uk/rates/taxcredits.htm>>を参照した。

¹¹ 併せて、諸制度に分散していた児童向けの支援が、児童手当を除き、児童税額控除に集約された。

表 2 イギリスの WTC における税額控除の最大額等(2010 年度)

基礎的控除部分 (basic element)	1,920 ポンド/年
配偶者を有する者及び一人親に対する控除部分 (Couples and lone parent element)	1,890 ポンド/年
週 30 時間以上の労働に従事する者に対する控除部分(30 hour element)	790 ポンド/年
児童ケア要素 (Childcare element of the Working Tax Credit)	
最大適格コスト(子 1 人の場合)	175 ポンド/週
最大適格コスト(子 2 人以上の場合)	300 ポンド/週
適格コストのカバー率	80%
第一境界値[通減率]	6,420 ポンド/年[39%]
第二境界値[通減率]	50,000 ポンド/年[6.67%]

(注) 主要な要素のみを記した。

(出典) 歳入関税庁<<http://www.hmrc.gov.uk/rates/taxcredits.htm>>等から筆者作成

表 3 イギリスの CTC における税額控除の最大額(2010 年度)

家族要素 (Family element)	545 ポンド/年
家族要素, 1 歳未満の児童に係る加算 (Family element, baby addition)	545 ポンド/年
児童要素 (Child element)	2,300 ポンド/年

(注) 主要な要素のみを記した。

(出典) 歳入関税庁<<http://www.hmrc.gov.uk/rates/taxcredits.htm>>等から筆者作成

低週 16 時間で 2 人の就労時間が合計で最低週 30 時間となる場合には、控除額が追加される(最大 790 ポンド)。最大控除額は、夫婦子 2 人の場合、4,600 ポンドとなる。このほか、配偶者の就労を促進するために、両親とも最低週 16 時間働くカップル又は一人親に対して、育児費用の税額控除が認められる。最大で、適格児童ケア費用(子 2 人以上の場合、週あたり 300 ポンドが上限)の 80%相当額が税額控除される。

単身者や子どものいない夫婦が WTC を受けるためには、25 歳以上かつ最低で週 30 時間以上の就労をしていなければならない。

なお、イギリスの所得税の課税単位は個人であるが、WTC の申請に当たっては、夫婦は共同で行う必要がある。

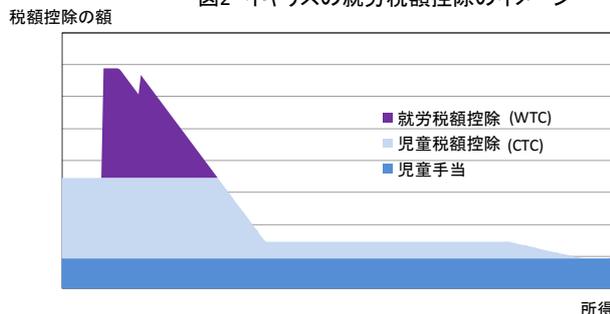
(3) 児童税額控除 (Child Tax Credit)

児童税額控除¹²は、16 歳未満 (フルタイムの教育又は訓練に従事している場合は 20 歳未満) の児童を有する家族に対して与えられる。CTC の要件を満たす家族の場合、家族要素(最大 545 ポンド)は全家族に与えられ、さらに児童 1 人あたり最大 2,300 ポンドが与えられる。児童が 1 歳未満の場合には最大 545 ポンドが加算される(表 3)。

(4) 税額控除額の計算方法

税額控除額の計算方法は、以下の通りである。まず、家族の構成などから、WTC と CTC の要素で該当するものを合算し、最大控除額を計算する。次に、申請者の世帯所得に応じて控除額を減額する。通減部分は、2 段階に分かれている。通減の第 1 段階は所得 6,420 ポンドから始まり、通減率は 39%である。ここでは WTC が通減し、その消

図 2 イギリスの就労税額控除のイメージ



(出典) 筆者作成

¹² 児童に関する負担減免措置としては、児童税額控除(所得制限あり)のほかに、児童手当(所得制限なし)が存在する。児童手当は、16 歳未満(フルタイムの教育又は訓練に従事している場合は 20 歳未満)の児童について、第 1 子は週 20.3 ポンド、第 2 子以降は週 13.4 ポンドが支給される(全額国庫負担。歳入関税庁が執行)。

失後は CTC のうち家族要素を除いた額が逡減する。逡減の第 2 段階は所得 50,000 ポンドから始まり、ここでは CTC の家族要素が逡減する。これを図示すれば、図 2 となる。

(5) 給付付き税額控除の執行と諸問題

WTC、CTC のいずれも、執行機関は内国歳入庁である。税額控除額と所得税額との相殺はなされず、税額控除額の全額が歳入関税庁から給付される。給付は、毎週又は 4 週に 1 度、行われる。なお、家族構成や育児費用といった状況の変化を随時反映する仕組みとなっている一方で、毎回の給付は前年度の所得に応じた仮払いという色合いも強く、年度末に総額の調整が必要となる。

アメリカと同様に、制度の複雑さや過大給付(2006 年度の推計値は 14 億ポンド)が大きな問題となっている¹³。

なお、税務全般で活用される納税者番号はないが、WTC や CTC の申請手続きの際には、国民保険番号が活用されている。

3 ドイツ

ドイツ¹⁴の児童手当は原則として所得税法で規定されており¹⁵、税制を活用した給付措置(すなわち児童税額控除)と見こともできる。児童手当か児童控除(所得控除)のいずれか有利な方のみが適用される。18 歳未満(失業者は 21 歳未満、学生等は 25 歳未満)について、児童手当は第 2 子までは 1 人あたり月額 184 ユーロで、第 3 子は 190 ユーロ、第 4 子以降は 215 ユーロである(全額公費負担)、児童控除は 7,008 ユーロ(夫婦単位課税を選択した場合)である。中低所得者の場合は児童手当が、高所得者の場合は児童控除が有利となる。

実際の仕組みとしては、連邦雇用庁の家族金庫が児童手当を毎月支給し、後に州の税務署が児童控除と精算する形をとる。

なお、ドイツでは、2009 年に税務識別番号が導入された。

4 フランス

(1) 雇用のための手当(Prime Pour l'Emploi)

フランス¹⁶では、2001 年に雇用のための手当(Prime Pour l'Emploi: PPE)が導入された。PPE は低所得者の就労を促進するための給付付き税額控除である。導入以降、累次にわたって制度の拡充が行われている。

PPE の受給要件として、家族の所得には制限が設けられている。例えば、単身者の場合は 16,251 ユーロ、2 人の児童をもつ 1 人親の場合は 25,231 ユーロ、児童のいないカップルの場合は 32,498 ユーロ、2 人の児童をもつカップルの場合は 41,478 ユーロ、等である。また、富裕税の課税対象者でないことも要件となる。

フランスの個人所得税における課税単位は家族¹⁷であるが、PPE の給付額は個人の稼得

¹³ 税制調査会『政府税制調査会海外調査報告(ドイツ・イギリス・オランダ)』第 5 回スタディ・グループ(2009.8.6) 提出資料, pp.15-20.<<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryousg5kai.html>>

¹⁴ ドイツの制度については、主に、以下を参照した。OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009; 同上; Einkommensteuergesetz (EStG) <<http://bundesrecht.juris.de/estg/BJNR010050934.html#BJNR010050934BJNG023403140>>

¹⁵ 無制限納税義務者でない場合など、ごく限られた場合にのみ、連邦児童手当法が適用される。

¹⁶ フランスの制度については、主に、以下を参照した。OECD, *op. cit. (14)*; Code général des impôts <<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069577>>

¹⁷ いわゆる n 分 n 乗が採用されている。n 分 n 乗制度とは、子どもを含む家族全体の所得を家族除数 n(家族の

所得を元に算出される。その手順は以下の通りである(表 4)。①各稼得者について PPE の給付額が計算され、各人の給付額が合算される。②扶養児童を有する場合や一人親の場合には一定額が加算される。③この額が、家族の税額から差し引かれる最終的な額となる。

この結果、夫婦子 2 人のモデル世帯の場合は、最高で 1,116 ユーロが与えられる。

表 4 フランスの PPE の給付額(2010 年) (単位: ユーロ)

家族の状況	フルタイム換算での年間稼得所得(R)	PPE の額	子どもの数に応じた加算
単身者	3,743 < R ≤ 12,475	R×7.7%	—
	12,475 < R < 17,451	(17,451-R)×19.3%	
共働きのカップル	同上	同上	子ども 1 人あたり 36 ユーロ加算
片稼ぎのカップル	3,743 < R ≤ 12,475	R×7.7%+83	子ども 1 人あたり 36 ユーロ加算
	12,475 < R ≤ 17,451	(17,451-R)×19.3%+83	
	17,451 < R ≤ 24,950 24,950 < R < 26,572	83 (26,572-R)×5.1%	子どもの数にかかわらず 36 ユーロ加算

(出典) Code général des impôts, Art. 200 sexies <<http://www.legifrance.gouv.fr/>>等から筆者作成

(2) 執行機関等

PPE の執行機関は税務当局である公共財政総局である。PPE は、所得税の確定申告時に税額から控除される。控除しきれない場合や非納税者の場合は、残額が小切手又は口座振込みで給付される(ただし、30 ユーロ未満の給付は行われない)。

なお、2009 年 6 月からは、生活保護受給者が就職後にも引き続き手当の一部を受給できる制度(積極的連帯所得手当(RSA))が導入された¹⁸。RSA の申請先は家族手当金庫(CAF)又は農業社会共済(MSA)である。PPE と RSA の両方の受給資格がある者は、どちらか有利な方を受けることができる。

5 オランダ

オランダ¹⁹では、2001 年の所得税改革で、人的控除を含めた所得控除が税額控除に転換された。この理由としては、所得再分配効果の強化、課税ベースの拡大、女性の社会進出の推進などが挙げられている。税額控除は所得税だけでなく社会保険料とも相殺される。実際には給付は行われないが、社会保障税率が約 30%と高率なため、再分配効果は小さくないとされる。

2008 年における人的控除等の概要は、表 5 の通りである。一般税額控除は日本の基礎控除に相当する。一方の配偶者の所得が少なく同控除を使い切れない場合には、未使用分を他方の配偶者に移転させることができる。なお、児童税額控除は 2008 年に児童手当に転換されている。

表のうち、被用者税額控除は、勤労促進型の給付付き税額控除でもある。税額控除額の最大額は 1,443 ユーロで、個人の所得に応じて、2 段階の逦増部分と定額部分が設けられている。逦減部分はなく、勤労所得を得ているすべての者が恩恵を受ける。児童を有する親についても、一定以上の勤労所得を得ていることを条件として、税額控除が与えられる。

構成に応じて決まる単位)で除したうえで超過累進税率を適用し、その税額に n を乗じて家族全体の税額を算出する仕組み。所得が高く、子どもの数が多いほど(特に 3 人以上の場合)、税負担の軽減額が大きくなる。

¹⁸ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「フランス RSA(積極的連帯所得手当)スタート」『海外労働情報』2009.9. 労働政策研究・研修機構のサイト<http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2009_9/france_01.htm>

¹⁹ オランダの制度については、主に、以下を参照した。OECD, *op. cit.*(14); 租税関税総局のサイト<<http://www.belastingdienst.nl/english/individuals.html>>

執行は、租税関税総局が担当する。納税者番号としては、全住民を対象とした市民サービス番号が利用されている。

表5 オランダの人的控除及び雇用者税額控除等の概要(2008年)

種類	適用要件等	税額控除の額
一般税額控除 (General Tax Credit)	全ての納税者が対象。配偶者の一方の所得が少ない場合は他方への移転が可能。	2,074 ユーロ
被用者税額控除 (Employed Person's Tax Credit)	賃金・給与、事業所得、フリーランス活動からの所得を得ている場合。	最大 1,443 ユーロ(57歳未満の場合)。8,587 ユーロまでの所得の 1.758%、8,587 ユーロ超の所得の 12.43%。
児童を有する親に対する 複合税額控除 (Combination Tax Credit)	4,542 ユーロ超の勤労所得を得ている被用者又は自営業者で、12歳未満の児童を扶養し、1年のうち少なくとも6か月以上の間、同居している場合。配偶者も上の条件を満たす場合、両者とも複合税額控除を受けることができる。	112 ユーロ
児童を有する親に対する 追加的複合税額控除 (Supplementary Combination Tax Credit)	複合税額控除を受ける資格を有する者で、配偶者をもたない者又は所得が低いほうの配偶者。	746 ユーロ

(注) 主要な税額控除のみを記した。税額控除の額は、記載のない限り、65歳未満の場合。
(出典) OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009; 租税関税総局のサイト
<<http://www.belastingdienst.nl/>>から筆者作成

6 スウェーデン

スウェーデン²⁰では、2007年に就労税額控除(In-Work Tax Credit)が導入された。導入の主なねらいは労働供給を高めることであり、特に中低所得者層への勤労意欲の促進を図ろうとするものであった。ただし、税額控除の額には逡減段階が設けられておらず、すでに職を得ている人の限界税率の引下げという意味合いもある。税額控除額の基準となる所得は個人単位である。地方所得税額を上限として控除される。

執行機関はスウェーデン国税庁である。スウェーデンの所得税は地方税(約30%の比例税率)が中心であるが、就労税額控除は国の制度であり、財源は国から支出される。

納税者番号としては、全住民を対象とした個人識別番号が活用されている。

7 カナダ

(1) GST クレジット(Goods and Services Tax Credit)

カナダ²¹の GST クレジットは、消費税逆進性対策型の給付付き税額控除である。付加価値税である GST が 1991年に導入された際に、生活必需品に係る GST の負担を還付する目的で、GST クレジットが導入された。

GST クレジットは、原則として 19 歳以上の者が申請できる。GST クレジットの額は、家族の人員構成と家族の所得によって決まる。具体的には、本人分 248 カナダドル、配偶

²⁰ スウェーデンの制度については、Skatteverket, *Skatteuträkningsbroschyren 2010 Inkomståret 2009*. <<http://www.skatteverket.se/download/18.58d555751259e4d661680006147/42516.pdf>>等を参照した。

²¹ カナダの制度については、主に、CCH, *Canadian Master tax guide 2010*, Ontario: CCH, 2010. 及びカナダ歳入庁のサイト<<http://www.cra-arc.gc.ca/menu-eng.html>>を参照した。

者分 248 カナダドル、18 歳以下の子 1 人あたり 130 カナダドルが与えられる。一人親の場合は配偶者みなし加算(248 カナダドル)が、単身者の場合は最高で 130 カナダドルが、それぞれ加算される。家族の実所得が 3 万 2,312 カナダドルを超えると、超過分につき 5% が減額される。

申請の方法は、税務申告時に「GSTクレジットを申請する」旨のチェックボックスにチェックするだけでよい。申請者は夫婦のいずれかである。申告すべき収入がない場合でも、毎年、夫婦とも税務申告を行う必要がある。子どもがいる場合は、カナダ児童手当(後述)用の手続きをしておけば、追加的な手続きは生じない。

(2) カナダ児童手当(Canada Child Tax Benefit)

1993 年に導入された児童手当²²は、税務当局であるカナダ歳入庁が執行する給付であり、給付付き税額控除の一種と見ることができる。児童手当は、18 歳未満の子 1 人あたり、最大で、第 1 子・第 2 子の場合 1,339.92 カナダドル、第 3 子以降の場合 1,342.92 ドルが給付される。所得制限があり、家族の実所得が 3 万 8,832 カナダドルを超えると、超過分につき 4%(子が 1 人の家族については 2%)が減額される。低所得者には加算(National Child Benefit Supplement)がある。加算分を合わせると、夫婦子 2 人の場合で最大、年額 6,593 カナダドルが給付される。

(3) 就労所得手当(Working Income Tax Benefit)

就労所得手当は、好調な経済や財政黒字を背景として 2007 年に導入された、勤労促進型の給付付き税額控除である。原則として 19 歳以上の者が申請できる。最大控除額は、単身者が 925 カナダドル、家族が 1,680 カナダドルである。所得制限があり、稼得所得は 3,000 カナダドル以上なくてはならず、1 万 500 カナダドル(家族の場合は 1 万 4,500 カナダドル)を超えると税額控除額が逡減する。

(4) 執行機関等

GSTクレジット、カナダ児童手当、就労所得手当のいずれも、執行機関はカナダ歳入庁である。ただし、給付の回数等には相違がある。GSTクレジットは税額との相殺はなく、全額が年 4 回(7 月、10 月、翌年 1 月、翌年 4 月)に分割して給付される。カナダ児童手当は毎月給付される。就労所得手当は確定申告時に税額から控除し、控除しきれない分について給付が行われる。

なお、カナダでは、納税者番号として社会保険番号が活用されている。

8 ニュージーランド

(1) 導入の経緯

ニュージーランド²³では、2004 年に発表され、2004 年から 2007 年にかけて順次導入された「Working for Families」政策パッケージ(勤労促進策によって中低所得層を重点的に支援することで、子どもの貧困を削減することを目的とするもの)の一環として、Working for Families Tax Credit (WfFTC)が導入された。

²² 児童に関する減免措置としては、カナダ児童手当のほかに、2006 年に創設された普遍的児童ケア給付(Universal Child Care Benefit)や児童税額控除(Child Tax Credit)もある。UCCB には所得制限がなく、6 歳未満の児童 1 人あたり月額 100 カナダドルが給付される。CTC は所得制限のない税額控除(給付なし)で、18 歳未満の児童 1 人あたり年額 313.35 カナダドルが与えられる。

²³ ニュージーランドの制度については、主に、CCH, *New Zealand Master tax guide 2009*, Auckland: CCH, 2009. 及び内国歳入庁のサイト<<http://www.ird.govt.nz/wff-tax-credits/>>を参照した。

WfFTCの対象は18歳以下の扶養児童を有する家族である。WfFTCは、以下の4つ、すなわち、①家族税額控除、②就労税額控除、③新生児税額控除、④最低家族税額控除から構成される。

ここで、今一つ重要な点は、WfFTCの源流にあたる家族扶養税額控除(Family Support Tax Credit)と最低家族所得保障制度(Guaranteed Minimum Family Income Scheme)が、付加価値税であるGSTの導入の際に設けられた点である。ニュージーランドのGSTは、単一税率かつ課税ベースがきわめて広いことから、理想的な付加価値税と考えられている。このようなGSTが導入できた背景には、GSTの低所得者層への負担増は、複数税率や非課税ではなく、租税制度と社会保障給付制度を含めたシステム全体の調整を通じて解決すべきものという考えがあったことが挙げられる²⁴。従って、広くとらえれば、ニュージーランドのWfFTCは、カナダのGSTクレジットとともに、消費税逆進性対策型の給付付き税額控除の一例であるということも可能であろう。

(2) 概要

家族税額控除(Family Tax Credit、就労要件なし)は、18歳以下の扶養児童を有する家族に対して与えられる。類型でいえば児童税額控除に相当する。税額控除額(2010年度)は、第1子の場合、16歳未満が4,487NZドル、16歳以上が5,198NZドルで、第2子以降の場合は若干減額される。

就労税額控除(In-Work Tax Credit、就労要件あり)は、カップルで週あたり30時間以上、又は一人親で週あたり20時間以上働いているような、被用者又は自営業者に与えられる。税額控除額は、18歳以下の扶養児童が3人以下の場合は年額3,120NZドル(4人以上の場合は4人目以降につき1人あたり780NZドル加算)が与えられる。

新生児税額控除(Parental Tax Credit)は、生後8週までの新生児を有する家族に対して与えられる。

最低家族税額控除(Minimum Family Tax Credit、就労要件あり)は、18歳以下の扶養児童を有し、カップルで週あたり30時間以上又は一人親で週あたり20時間以上働く、給与・賃金所得者に対して与えられる。税引き後所得が20,546NZドルに達するよう、最低生活費を保障する役割を果たしている。

(3) 税額控除額の計算方法

家族税額控除、就労税額控除、新生児税額控除の3つは、所得に応じて連動して遞減する。具体的には、家族の所得が36,827NZドルを超えると、家族税額控除、就労税額控除、新生児税額控除の順に、20%の割合で遞減する。

(4) 執行機関等

WfFTCの執行機関は、原則として内国歳入庁である。税額控除額は所得税額と相殺され、超過分が給付される。給付の回数には、1週間ごと、2週間ごと、年1回から選択できる。口座振込で給付される。

9 韓国

韓国²⁵では、2008年に勤労奨励税制が導入された。2009年度における対象者は、①18

²⁴ 大宮瑛一・大浦一郎『ニュージーランドの財政金融』世界書院、1995、p.45.

²⁵ 韓国の制度については、主に金今男「韓国の給付つき勤労税額控除制度の概要」森信茂樹編著『給付つき税額控除：日本型児童税額控除の提言』中央経済社、2008、pp.121-149；原山道崇「韓国の税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル』11号、2009.6、pp.191-193.を参照した。

歳未満の子を1人以上扶養、②夫婦の合計所得が1,700万ウォン未満、③無住宅又は5,000万ウォン以下の小規模住宅のみ1軒所有、④小規模住宅を含む財産の合計額が1億ウォン未満、の4条件を満たす勤労者である。制定当初と比較すると有子要件や資産要件が緩和されている。今後も有子要件の廃止や事業者への拡大など、適用範囲が順次拡大される見込みである。

勤労奨励金の給付額には通増・定額・逡減の3段階があり、夫婦子2人の場合、最大で120万ウォンが与えられる。奨励金は所得税額から控除され、控除しきれない分については給付される。

執行機関は国税庁である。アメリカやイギリスで給付付き税額控除の過誤・不正受給が大きな問題となっていることは既に述べたが、韓国では、勤労奨励金の不正受給は低いことが予想されている。その背景には、①韓国にはすでに納税者番号制度が導入されており、所得や資産を捕捉する体制が整っていること、②勤労奨励税制の導入にあたり、所得捕捉体制の強化や税務行政の拡充といったインフラ整備も行われたこと、③所得捕捉率の高い勤労者を対象に施行したこと等が指摘されている²⁶。不正受給への事後的な対策として、2年間又は5年間の支給制限や追徴といったペナルティも設けられている。

納税者番号としては、全住民を対象とした住民識別番号が活用されている。

おわりに

諸外国で導入が進んでいる給付付き税額控除であるが、主たる政策目的や具体的な制度設計は、国によって異なる部分も大きい。

制度設計上は、さまざまな論点がありうる。例えば、①勤労促進機能をもたせる場合の動機付けの方法(税額控除額の通増又は就労時間の要件)、②家族構成への配慮の有無、③最大税額控除額の水準、④税額控除額の逡減部分の有無、⑤税額控除額の算出基準となる所得の単位(個人又は世帯)や期間、⑥相殺の範囲(所得税、社会保険料、地方税等)及び相殺と給付との関係(相殺後に給付、全額給付、相殺のみで給付なし等)、⑦給付の支払時期及び支払方法、⑧資産要件の有無、⑨所得の適切な捕捉、⑩不正受給対策、⑪既存の税制や社会保障制度との整合性の確保、等である。

アメリカでEITCが導入されてから30年以上が経過した現在、諸外国の経験も蓄積されてきているところである。他国の経験を参考に、日本における議論が深まることが期待される。

【参考文献(注に挙げたものを除く)】

岩田陽子「欧米主要国の人的控除と課税最低限」『レファレンス』617号, 2002.6, pp.71-94.

鎌倉治子「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—給付付き税額控除を視野に入れて—」『レファレンス』706号, 2009.11, pp.103-130.

田近栄治・八塩裕之「税制を通じた所得再分配」小塩隆士ほか編『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』東京大学出版会, 2006, pp.85-110.

内閣府政策統括官(経済財政—景気判断・政策分析担当)「海外諸国における抜本的税制改革の事例について」『政策効果分析レポート』No.14, 2002.12.

森信茂樹編著『給付付き税額控除：日本型税額控除の提言』中央経済社, 2008.

²⁶ 金 同上, pp.139-140.

巻末表 諸外国における給付付き税額控除の導入事例

国	給付付き税額控除の名称	類型	相殺・給付等	通増・通減等	執行機関	納税者番号
アメリカ	Earned Income Tax Credit (勤労所得税額控除)	勤労型	所得税額と相殺し、残額を給付	通増あり 通減あり	内国歳入庁	社会保障番号を活用
	Child Tax Credit (児童税額控除)	児童型	所得税額と相殺し、一定の場合に残額を給付	通増あり 通減あり		
	Making Work Pay Tax Credit (MWP 税額控除) *時限措置	勤労型	所得税額、社会保障税と相殺。給付なし	通増あり 通減あり		
イギリス	Working Tax Credit (就労税額控除)	勤労型	全額給付	通増なし(WTCに就労時間の要件あり)	歳入関税庁	税務の一部に国民保険番号を活用
	Child Tax Credit (児童税額控除)	児童型	全額給付	WTCとCTCが一体的に通減		
ドイツ	Kindergeld(児童手当) *児童手当と児童控除のいずれか一方のみ適用される	児童型	全額給付	定額	家族金庫が支給し、後に州の税務署が児童控除と清算	税務識別番号が2009年に導入
フランス	Prime Pour l'Emploi (雇用のための手当)	勤労型	所得税額と相殺し、残額を給付	通増あり 通減あり	公共財政総局	なし
オランダ	Employed Person's Tax Credit (被用者税額控除)	勤労型	所得税額、社会保障料と相殺。給付なし	通増あり 通減なし	租税関税総局	市民サービス番号を活用
スウェーデン	In-Work Tax Credit (就労税額控除)	勤労型	地方の所得税額分を上限に相殺。給付なし	通増あり 通減なし	スウェーデン国税庁	個人識別番号を活用
カナダ	GST Credit (GST クレジット)	消費税逆進性対策型	全額給付	通増なし(単身者のみ通増あり) 通減あり	カナダ歳入庁	社会保険番号を活用
	Canada Child Benefit (カナダ児童手当)	児童型	全額給付	通増なし 通減あり		
	Working Income Tax Benefit(就労所得手当)	勤労型	所得税額と相殺し、残額を給付	通増なし 通減あり		
ニュージーランド	Family Tax Credit (家族税額控除)	児童型	所得税額と相殺し、残額を給付	通増なし(有子要件あり。IWTCに就労時間の要件あり) FTCとIWTCなどは一体的に通減	内国歳入庁	納税者番号
	In-Work Tax Credit (就労税額控除)	勤労型				
韓国	勤労奨励税制	勤労型	所得税額と相殺し、残額を給付	通増あり 通減あり (有子要件あり)	国税庁	住民識別番号を活用

(出典)各国の財政当局、国税当局のサイトなどから筆者作成